

## 別紙 5

## 浄化槽実績報告書提出時における提出写真チェックリスト

提出写真項目	チェック項目	チェック欄
1. 浄化槽設備士が 実地に監督している ところを証する写真	・設備士がヘルメットを着用し正面を向いて写っているか	
	・背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面・家屋等）とともに写っているか	
	・設備士は、浄化槽法第30条に規定の標識を掲げているか また、標識の文字が読める等、写りは鮮明であるか	
2. 着工前	・着工前の設置予定地が写っているか	
3. 床付け	・スケール等を使い、掘削をした部分の深さがわかるようにしてあるか	
	・湧水・雨水等は、排水ポンプ等を使用して排除してあるか	
4. 砕石転圧	・ランマー等を使用して転圧を行っているか	
	・栗石を使用した際には、隙間部分に目潰しのための切り込み砂利を敷き詰めた後にランマー等で転圧をし、その上に捨てコンクリートを水平に打ち、所定の深さとなるようにしてあるか	
5. ベース配筋状況	・スペーサーブロックを使用しているか	
	・配筋のピッチがわかるようにスケール等を当て撮影してあるか	
6. ベースコンクリート打設	・スケール等を使用しコンクリートの大きさ及び厚さがわかるように撮影してあるか	
	・型枠が施されているか	
7. ベースコンクリート完成	・所定の養生期間が経過しコンクリートが乾いているか	
8. 本体	・浄化槽のメーカーがわかるように撮影してあるか	
	・設備士がヘルメットを着用し正面を向いて写っているか	
9. 水平確認	・水準器を使用して水平確認を行っているか（縦・横）	
10. 水張り	・ホース等により本体に水を注入していることが分かる写真であるか	
11. 埋め戻し	・良質な砂を使用しているか	
12. 水締め	・埋め戻しの途中に散水をしている状況がわかる写真であるか	
13. 突き固め・転圧	・突き固め用の器具（突き棒・ランマー等）を用いて転圧をしているか	
14. 埋め戻し完了	・埋め戻しの作業がすべて終わった段階で撮影してあるか	
15. 上部スラブ配筋	・マンホールの開口部の周囲には補強筋が入っているか	
	・スペーサーブロックを使用しているか	
	・配筋のピッチがわかるようにスケール等を当て撮影してあるか	
16. スラブコンクリート打設	・スケール等を使用して、コンクリートの大きさ及び厚さがわかるように撮影してあるか	
	・型枠が施されているか	
17. 上部スラブ完成	・コンクリートが乾いているか	
18. 嵩上げ状況	・嵩上げをした場合には、その高さが30cm以内であることがわかるようにスケール等を当て撮影してあるか	
19. ブロー設置	・ブローの設置状況が明確に分かる写真であるか	
20. 放流先	・放流口付近のブロック等の破損がないか	
	・施工中に側溝のコンクリート等に破損が生じた場合には、破損部分の補修をしてあるか	
	・放流口と側溝等の放流場所との間に落差がある場合には、放流口が下に向くようにしてあるか	
21. 家の全景写真	・家の全体が明確に分かる写真であるか	
22. その他	・施工部分の全体が確認できる写真であるか	
	・添付写真は、掲げている標識の文字が読める等、写りは鮮明であるか	
	・撮影方向が統一されているか	

上記のとおり確認したことを証明します。

年 月 日

担当浄化槽設備士 氏名：  
(浄化槽設備士免状の交付番号印  
号)

( 裏 面 )

## 浄化槽補助金実績報告時の提出写真チェックリストについて

### 【目的】

平成17年度より、浄化槽補助金実績報告提出時において提出する現場施工写真について、適正な施工を確保するため、提出写真をチェックリストにて確認し添付漏れのないよう担当の浄化槽設備士の責務において確認するよう提出を義務付ける。

### 【提出根拠】

「浄化槽整備事業の手引き」 2.国庫補助事業実施体制の強化関係通知 より

平成元年2月8日 衛浄第8号

各都道府県浄化槽行政主幹部(局)長宛

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

以下、通達文書

### 『合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について』

浄化槽行政の維進については、かねてより種々御配慮いただいているところである。

さて、合併処理浄化槽設置整備事業については、平成元年度予算案で21億円に大幅に増額され、厚生省においては、合併処理浄化槽を生活排水対策の柱として全国的に普及を図ることとしている。

このような合併処理浄化槽に対する社会的な期待に応えるためには、浄化槽関係者が適正な施工及び維持管理の実施に努めることが重要であり、このため、昭和63年9月12日付け衛浄第56号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進について」においても、適正な施工及び維持管理体制の整備に努められるよう依頼したところである。

ついては、適正な施工を確保するため、平成元年度より、国庫補助金の交付を受ける合併処理浄化槽設置整備事業の実施については、別紙のとおり運用を行うこととしたので貴管下市町村(一部事務組合を含む。)に対する指導方よろしくお願いいたしたい。

### (別紙)

1 浄化槽工事業者が撮影した次の写真の提出を補助金申請者に義務付け、その内容を市町村において審査すること。

写真の種類	審査のポイント	備考
1. 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 2. 基礎工事の状況を示す写真 3. 据付工事の状況を示す写真 4. かさ上げの状況を示す写真。	浄化槽整備士が工事を実地に監督しているか、又は自ら工事を行っているか。 栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。 水張りをを行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。  バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水じめ及び突き固めを行っている状況を撮影する。 スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。